

第5回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成29年1月23日（月）
午前9時30分～11時35分
場所 議会棟 7階 第2委員会室

出席者

- ・部会員 14人（氏名下の波線は、議事録署名委員を表す。）
横野昭（部会長）、上野蛭、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満
成田光雄、松尾茂、尾上一彦、村石篤、南俊正、鋪田博紀、
吉崎清則（高田委員の代理）〔欠席：高田重信〕
- ・事務局 4人
後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囁託職員
- ・傍聴人 6人
議員5人、一般1人
- ・報道関係 18人

協議事項

運用指針策定作業部会長から、あり方検討会正・副座長への報告内容について

- 1 政務活動費の新・運用指針の素案に係る協議結果の報告(案)
- 2 その他の報告事項
(条例改正事項として、議長への会計帳簿の提出の義務化のほか、政務活動費の交付方法、第三者機関のあり方等)

議事録

※発言を一部整理して掲載しています。…富山市議会事務局

横野部会長： おはようございます。

ただいまから、政務活動費・運用指針策定作業部会を開会いたします。
高田重信委員から、今日は、他の公務のため欠席と聞いておりますので、
よろしく申し上げます。代理として、吉崎清則議員が出席されています。
まず部会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し
込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、〇〇君の傍聴を許可することに決定いたしました。

本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので許可
します。報道機関の方に入ってもらってください。

ここで報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの
報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭く
なっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に近
づくなど、行き過ぎた行為は円滑な部会の妨げになりますので、節度を持っ
た取材をお願いいたします。あり方検討会でも申し上げましたが、委員の後
ろにまわって撮影をするようなことはお控えをいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事録の署名委員に吉田委員、舎川委員を指名いたします。

これより協議に入ります。まず、事前にお配りしてあります「富山市議会
政務活動費運用指針（手引き）素案」であります。表の文章に書いてあると
おり、素案として作ってみました。このことについて、内容的にこれで良い
か、訂正があるか、意見の交換をしたいと思います。このことについて、
少数意見も添えて、あり方検討会のほうへ提案するというところで、ご理
解をお願いいたします。

お手元に、A3の「政務活動費運用指針（手引き）素案の策定にあたって
の基本的な考え方」という書類が渡っていると思いますが、このことについ
て説明しながら、皆さんから、運用指針の訂正等ございましたら、申し出
ただければよろしいかと思っております。あるいは、ご意見等ございましたら、
お諮りしていこうと思っております。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは、第1章のほうですが、特に概要の中で、今回の一番のポイントは、計画・立案→事前審査→実施・確認→事後審査・支出承認→支出確認の流れ「口座振込」、「審査承認、精算・後払い方式」、「会派分、議員別台帳管理」という形で、政務活動を行うということ、素案の11ページに政務活動の実施および政務活動費の執行フロー図に従って、最終的に決定した段階で、支払いにもっていくという形になります。

お手元のカラーコピーで、市政報告会・広聴会の実施計画書という形で起案、右のページで実績報告書、裏のように自分の市政報告の内容を記載していただき、右にそれぞれかかる費用について書いてあります。これについて、100%の支出なのか、1/2の支出なのか、支払の決定をして出す。また証拠書類として、請求書、納品書、領収書、口座振替依頼書を添付します。口座振替依頼書というのは結果的に口座にお金が入ったよという書類です。

表ページの実績報告書の赤い部分ですが、支払完了報告というところがあると思います。ここで最終報告になると思います。結果的に全部整ったところで、市政報告会・広聴会の実績報告書ということで、ひとつの事業が終わるということになります。

ひとつの例ですが、起案、事前審査、事後承認いただいて、後払いで支出の確認をするということになります。一番間違いのない形を作ってみました。こういった方向でどうでしょうか。何かご意見等ありますか。

尾上委員： 部会長の説明の中に、「口座振替依頼書の控」ですが、私の思っていたものと違うんですが。もう一度、意味について、説明いただけますか。

横野部会長： 要するに、議員の口座に振込んだか、相手の債権者のほうに振込んだか、両方ではなく、どちらかですね。

尾上委員： 分かりました。立替えた場合は、議員個人の口座に入りますね。

江西委員： 部会長の「振替」という言葉が、皆さんを翻弄するのです。「口座振込依頼書」のことですよね。

横野部会長： 口座振込です。こういうひとつのスタイルを作ることで、確実に政務活動費の支出の流れを明確にするということで、この前の意見交換では、このフロー図に基づいて言葉で書くとこうなるのですが、書面で書くと、こうなるという認識をいただけますか。

吉田委員： 後でまとめて言いますが、後払いは会派と議員の関係でということですよ。市から会派へは前払いということですね。実質後払いという説明ですが、会派のガバナンスの問題が一番問題だったわけです。今は皆さん緊張していますが、長くもつという点では、会派で揺れるとどうにもならないことになります。やはり、射水市や入善町のような完全後払いということを引き続き研究すべきだと思います。

横野部会長： そのことについては、後ほど、あり方検討会へ申し送るときに入れますので、それでよろしいですか。他にご意見ありますか。今、第1章の流れの中でポイントはここですと言ったわけです。よろしいですか。

村石委員： もうひとつの資料がありますが、これについては第1章ではないのですか。

横野部会長： 第4章の会計処理および収支報告書の提出等で説明したいと思いますので、ちょっとお待ちください。よろしいですか。

金井委員： 一言だけ、吉田委員と私は同じで、運用指針で後払い制度導入というところを、強く言っているので、12月の会派の政務活動費の請求はしませんでした。ゼロにしました。後払いを実施するという意味で、会派は12月に請求はしませんでした。この場で話すのはやめますけど。

横野部会長： それでは次に、進めてよろしいでしょうか。
第2章を見ていただいて、A3の資料で説明します。今回、特に第2章では、政務活動以外の活動が混在する場合の充当の考え方、按分率1/2を適用ということを確認していきたいと思います。各費目ごとの、使途基準のところでは、調査研究のところでは市政との関連、内容の具体性が必要と、経費の妥当性、成果の作成と保存をということでもっています。

広報費については、市政報告会の認定条件、単独開催、県議会議員等の出席、会場費支出か、茶菓代か、郵送費の実費かといった形で細かいところを話して決めております。内容的には、書類の詳細のところを見ていただくと、明記してありますので、ここは内容をまとめたところを言っていますので、よろしく願いいたします。

それと、会議費について、他団体主催会議の会費、参加者負担金、参加旅費および懇談会経費等は支出不可とします。資料等の購入において、政党機関紙・新聞の支出は自党、他党問わず支出不可とします。新聞、書籍等支出証拠書類の厳格化をします。これについて、従来の2紙目については可だとしていました。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 人件費であります。会派控室従事職員分のみ支出可とします。個人事務所および広報配布職員等の人件費は支出不可とします。事務費については、自宅のインターネット、コピー機、固定・携帯電話等使用料は支出不可とします。このような形で決めてきたわけですが、第2章のところ、紛らわしい按分とかございますが、このあたりの意見とか、他にここはこうした方がいいのではないかとか、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

鋪田委員： 会派を代表して、ある団体が主催した、政務活動の事例研究会に参加してきました。その中で、作業部会の中では、会派の事務職員の人件費については、全国の判例とか事例の中で、例えば政務活動に従事する職員で、政党支部の仕事をしていたり、議員個人の後援会に係る仕事をしていたり、政務活動に係る職員の人件費となっておりますが、いわゆる公務としての秘書的な仕事だったりしたケースが、認められていない事例があります。

これを持ち帰って、会派の中で議論したときに、会派控室の職員の給与であっても、全額を認めていいのかと異論が出ました。うちの会派の場合、2人職員がいますけれども、1人は政務活動に係る専門の事務職員で、もう1人は公務の議員の補助職員というような、役割分担ができればいいのですが、混在してしまうケースが出てくるのです。その件について、これまで作業部会で触れてこなかったと思います。議論する必要があるのではないかと、うちの会派では、作業部会に問題提起だけしておきます。

松尾委員： 公明党会派としましても、このことについて専門家の方々に聞いたりしてきました。やはり、100%政務活動ということは、有り得ないでしょうと言われました。自民さんのように大きな会派であれば、2人と言われましたが、そういったことはないのかもしれませんが。

私どものような少数会派の場合に、そういったことは往々にしてあるなど感じていました。非常にあいまいな部分があるということで、公明党会派としては、今後、按分という考えをしっかりと明確に、政務活動以外のことで、議員個人の仕事などを現実にはしてもらっているのです、専門家の方は全国的に見ても、100%の支出は、有り得ないとお聞きしたものですから、按分という考え方で議論して進めていきたいと考えています。

横野部会長： 他に、どうですか。

村石委員： 今の件ですが、気を付けていれば、政務活動に関わる事務の補助をするということは、可能だと考えています。市政報告会にしろ、広報にしろ、当然そういうことを考えて使っていくということなので、私は全額支給してもいいと思います。

ただ、自民党さんの会派職員のことを具体的に言うと、議長の就任祝賀会の領収書を会派の職員の人を持ってきたり、その祝賀会の事務的な手伝いをしたり、ということが勤務時間中にあったということは事実だと思うので、それぞれの会派で、職員で決めて、仕事を決めていけば可能だと思います。

言いたいのは、政務活動費は、議員が調査研究をする、議員の質を高めるということが活動費なんですよね。払えるものには払って、払えないものには払わない、そういうことを区別してやっていけば、全額払えると思います。

吉田委員： 今の人件費の問題ですが、村石委員に賛成です。

共産党の場合は、会派の事務員は、政党活動や議員個人の手伝いをするとは一切やっていません。そこは厳密にやっていますので、必要なものは、やはり必要だと思います。なにもかも否定するのは良くないと思います。

横野部会長： 他に、ないですか。

大島委員： 人件費につきましては、会派内で活動するかぎり、政務活動という形にあたるのではないかという前提でやるべきだと思います。公明党さんがおっしゃられたように、きちんと按分でできればいいですが、もし按分するとすれば、他の按分率で1/2かゼロみたいなことまで言わないといけないので、今回は皆さん方が厳密に、政務活動調査のために従事するというので、雇用関係というか、働く方の待遇ということもありますので、皆さん方のモラルを信じまして、会派内の控室で活動する職員については、全て認めるべきと言ってもよろしいのではないかと思います。

横野部会長： 他に、どうですか。

江西委員： 市議会議員は何をする仕事かというところまでになると思います。本来、垣根なく、どんなことでも首を突っ込むぐらいのことをやらないとだめだと思うわけですね。これは何だとか、どんどん市議会議員の仕事を狭めるよう

なことは、作業部会で議論するべきではないと思います。大島委員の言うように、会派内の控室にいる分については問題無いと、そこまで追求していたら、市議会議員は何をするものぞ、という議論に繋がってくると思います。今、そこまで議論するべきではないと思います。

横野部会長： 他に、ありますか。

鋪田委員： ひとつの問題提起として、出させていただいたわけですが、我々の会派の場合、政党の支部に別に事務所があります。職員は、政党に関わることは、そこでやっています。素案の中で、15ページの議会活動という部分に関する事務というのは、やはり現実的にやっているわけなんです。議員個人の秘書のようなことはやっていませんけど、議会活動の補助事務はやっていて、そういった研修会の中でも、議会活動と調査研究活動とは別の問題だという話も出ていたものですから、このへんどのように捉えていけばいいかと思い、問題提起しました。

議会活動と調査研究活動は不可分なものである、ということであれば、100%の支出を認めていってもいいんだろうけども、その垣根が、判例から分かれているもので、この指針を定めた後に、有権者の方から、それはおかしいと、訴訟を起こされたときのリスクを、あらかじめ除外しておく必要もあるのかなと思います。

うちの会派であれば、政党活動については、県連があったり、市連があったりして、そこでやっていますので会派控室内ではやっていませんけども、議会活動の補助事務、これをどう考えていくのか、問題提起をさせていただきました。

松尾委員： 今、鋪田委員がおっしゃられたように、どこまでが政務活動かということの問題もあるかと思います。判例として問われている部分でもありますので、自分達の中では調査研究で指摘があったものですから、しっかりと法的にどうなのかというのは、明確にする必要はあるのかなと思います。いろいろな意味での改革をやっていく上で、そういったものがあるのであれば、しっかり除外できるような形で、議論をしていく必要があると思います。

横野部会長： この件について、例えば、会派として雇用する人と契約を結ぶときに、政務活動を主にするという表現で雇用契約を結ぶことにすれば、100%支出みたいな形になると思いますが、雇用契約の中に、政務活動以外の個人的な活動もありますと、政務活動費は1/2充当だと、残りは議員が負担するということを、契約の中で謳うことは可能だと思います。雇用契約の中で、支出方法として、そうしておけば、逆に言えば、うちは1/2でやっていますと、うちは全額政務活動でやっていますと、そういう雇用契約を結ぶことで、ひとつはクリアできるのかと思います。それでも、やはり煩雑に、複雑な問題が絡む場合、そのあたり、完全に決めてしまうかどうか。

皆さんの意見を聞いていたら、会派職員を政務活動以外の業務に使うつもりはないという言い方なので、ということは100%の支出だし、いや非常に混在する要素が多いから1/2でどうだろうか、雇用契約の中でそういう表示をしながら、考えてみるというのも方法かなと思います。

そのあたり、どんなもんですか。

村石委員： 今、部会長から例がありましたけど、ある意味、市民目線から言うと、公の市役所の中で、後援会活動、政党活動をして、政務活動費を按分して支出するということは、非常に理解がされないのではないかと私は思います。

例えば、公職選挙法の中でも、公の施設では選挙活動はしてはだめだし、後援会活動してはだめだということが決められているんですね。あくまで私達に議員控室が与えられているのは、政務活動費に限ってやれるから控室が与えられているんです。そこで、他の活動をするということは、なかなか市民から理解を得られないのではないかと思います。

尾上委員： 法を犯して、全額支出したいということを言っているわけではないです。なかなか今のような形で、私は政務活動しか業務を与えていないと思っておりますが、議会の日程表がきたときに、それを家にFAXしたりしたら、それは政務活動ではないという話になった場合、今までしていなかったかと言われると、何とも言えないのですが、少数会派になると、だんだん事務員を雇うこともできなくなりますし、逆に事務員にしたって、ある程度生活もあると思いますので、多くなったら雇うけど、少なくなったらクビというの、なかなかできないと思います。なるべく、全額を政務活動費で充当して、雇えるような、どうしたら雇えるのかということ、逆に決めていけばいいのかなと思います。

横野部会長： どうですか。

吉田委員： 雇用契約で、政務活動にあたる、あたらない、してはいけない業務内容を明確に文書化したらいいと思います。

横野部会長： それは、雇用契約の中にとということですか。

吉田委員： 中にとというか、明確に規則としてということですか。してはいけないことをしたら認めないということで、按分は違うということですか。逆に言うと、ご法度です。

横野部会長： 他の委員の言われた、議会の開催日程を議員の自宅へFAX入れるというのは、それは結果的にひとつの議員活動だから、別に個人活動ではないということですか。それは、該当にならないという言い方ではないと思うのですが。ちょっと、その例はまずいですね。

尾上委員： はい。分かりました。議員活動と議会活動の区別が無かったものですから。

横野部会長： 会派の中で、議員とのFAXのやり取りは、ある程度止むを得ないと思います。逆に言えば、政務活動の中に、議会の案内をするとか、議会のことについてだめだと言われたら、ちょっと。

吉田委員： 発言原稿とか、手書き原稿を事務員へ出すとかいうことは、だめなんですね。うちはないですけど。

尾上委員： 議会活動と議員活動の区別が難しいなというのがあります。こうしたら、

100%政務活動費で支出してもいいよというようなルール作りをして、なるべく安定的に職員を雇えていけるような考え方にさせていただきたいなと思います。本当にそれを守れるのかと言われると、私は細かいところを聞かないと分かりませんけど。

横野部会長： どうですか。今までの話し合いで、会派の従事職員については支出可にしていたんですね。1/2とか100%とかいう表現はなかったんです。松尾委員や鋪田委員が提案されたような形で、会派として、うちは1/2が相当だという判断をしたときの、1/2というのはそれぞれの会派の考え方かもしれない。それとも全部認めていくという方針でいきますか。そのあたり、こういう意見がありましたと、あり方検討会へ上申するというのも、そのあたりどうですか。部会で決定するというよりも。

松尾委員： 一番気になるのが、そういった判例というものがあることです。できれば、自分たちとしても、100%支出したいという思いは、もちろんあるんですけども、現実、非常にあいまいだということは間違いないことであって、それによって法的な裁きが、現実としてあるわけで、そこが自分として気にしているところです。その議論をして、100%支出できるようにしていく議論も、またそれはそれかもしれませんけど。現実を考えると、そんなことは不可能かなと、自分たちでは結論を出さしていただいたという考えです。

大島委員： 政務活動費の条例の案では、人件費というのは、会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費となっております。原則的に、控室にしても、職員の活動にしても、政党行為を行わないという形での原則があると思います。100%出すという原則はありながらも、もし、住民請求だとか、訴訟になった場合に、明らかに、政党の郵便物にラベルを貼ったり、書いたりという、そういう行為を内部で行っているということで、その訴訟に敗訴する可能性があるという会派がいらっしたら、それは内部で、全部否認するか、半分にするとかいうことは許されると思います。原則、控室では政党活動、後援会活動は行わないという信頼関係に基づいて、原則を貫くという気概ではないかと思います。

横野部会長： どうですか。今の大島委員の言っていることは。

村石委員： 全く同感です。

鋪田委員： 私どもも、会派控室で政党活動だったり、後援会活動をさせているわけではなくて、判例上、気になったのが、議会活動は公務であるので、調査研究活動ではないと、とはいうものの線引きがあいまいなわけで、議会日程をお知らせするのは政務活動と関わるのかと言えば、なかなか微妙です。判例も分かっているわけですよ。全く認められるというケースもあれば、逆に公務は公務、政務活動は政務活動としている判例があります。リスクを少しでも下げたいという思いであって、私どもが言いたいのは、政党活動が入るから按分した方がいいのではないかということではありません。もともと政務活動で雇用している人件費に、そういったものを入れてはいけない当然のことです。議会活動との境目、そこがちょっと研究が必要なのかなと思います。

ます。そのへんが、訴訟リスクを考えたときに心配だなということで、予め、問題提起しておく必要があるのかなと。

大島委員の言われたように、条例で決めたから、議会の指針で決めたから、といってそれが訴訟になったときに認められるわけではないということ、研究会ではかなりしつこく言われたものですから、訴訟リスクを少しでも下げておいた方がいいのではと問題提起させていただきました。端から除外せよという意味ではありませんので、ご理解いただきたいなと思います。

横野部会長： どうでしょうか。今のところ、会派控室従事職員分のみ支出可にしておいて、それぞれの会派の考え方で、1/2相当と判断する会派もあれば、全額の会派もあるということにしますか。それとも部会として明確に明記しますか。明記するときは、その書類を作らなければならないので、何が妥当で、結果的には15ページに記載してあります調査研究活動が、政務活動の主なものであるという、会派の議員としての活動とか、いろいろある中で、政務活動の位置付けを見た上で判断するしかないのですが。

松尾委員： 明確には間違いなくするべきだと思いますので、今の考えでまとめる必要はあると思います。あり方検討会の方へはしっかり上げていただいて、結論を出していただきたいと思います。

吉田委員： 研究テーマで、あり方検討会へ上げてもらいたいです。

横野部会長： あり方検討会へ、研究テーマとして項目を入れて上申することで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： では、そういう形でいきます。それ以外に、政務活動の中で、何か特別、意見はありますか。

村石委員： 17ページの全部改正におけるポイントの①ですが、ただしのところを、議員が正しく自覚する必要があるということで、発言します。政務活動費以外での提供または参加者の持ち込みはできると、茶菓子とか飲物ですね。酒類は除くというところは、徹底しておいたほうがよいと思っています。要するに、不適切提供の中には、市政報告会の中で、お酒を飲んだということがあるので、これは持ち込みでもだめだということを、議員みんなが確認すべき必要があると思います。

横野部会長： これで、よろしいですか。

大島委員： 全体の中で、8ページの第三者機関で、公認会計士等の3名で構成して、週に1回の審査業務となっておりますが、その費用が年間600万円とお聞きしたように思うのですが、算出根拠で決まっていなくてもいいかもしれませんが、会派の所属議員数に応じて按分した額を負担する、つまり1人あたり年間16万円になるかと思うんですが、それを政務活動費として支払うのか、議員個人の報酬の中から出すのか、政務活動費としてそれを負担するという

のは相応しいのかどうかという、そのへんを一度、検討したかどうかを確認してほしいのです。

本来ならば、私も議員個人に後払いを主張していますので、第三者機関というのは、これほど頻繁に、週1回開催する機関は必要ないと思っていますので、その600万円という支出が、政務活動費の支払いに相応しいのかどうかを、少し検討しなくてはと思います。

横野部会長： はい。

後藤次長： これは、前回までのあり方検討会で議論されて、詳細については、そこに書いてありますように、今後協議予定ということで、検討会で示された考え方をお書きしたままで、現在、会派の皆さんの抛出でもって実施するという議論における構想でございました。これについては、最後の議論として、政務活動費の中から抛出するというで議論をされておりました。その前提での記載となっております。金額についても、市における監査事務等の委託料から、ざっくりと試算されたもので、業務内容によって、金額は当然、変動いたします。そういったことで、ご理解をいただきたいと思います。

大島委員： その金額が、支払いが政務活動費として相応しいかどうかというものを、本来は必要が無いのではないかとこのものに対して、支払いをするというふうに私は考えております。本当にそこから払っていいのかどうか。

横野部会長： 政務活動費からの支払いではなくて、個人の報酬から支払うべきものではないかということですか。政務活動費から払うのは疑問があるということですね。

村石委員： 今のご意見ですけど、第三者機関を設置する意味についても、現在はこういことですけど、後払い制に私も、当然するべきだと思っています。後払い制になったときは、事前審査も無いし、計画して実施して、それを上げて審査をするということになると思います。私は将来的には、するべきだと思っているし、将来的には議会事務局の中に、議長のもとに、この第三者機関を置いて、公費、市の予算で置くべきだと思っています。

ただ、今みんな、慣れていないんですよ。どこまでが政務活動で、どこまでがちゃんと政務活動費で賄ってもらえるのか、慣れていないために、不正請求があったり、不適切請求があったわけです。そういうことを、しっかり身に付けていけば、第三者機関の置く場所も、将来的には変わっていくだろうというのが、意見になります。

横野部会長： はい。

大島委員： 今の村石委員の意見には大賛成なんです。その費用は、将来は市が払うべきというふうに私は思っていますが、今は政務活動費で払うのか、議員報酬の中から払うのか、その問いかけにはどうでしょうかということです。

吉田委員： これは、条例や運用指針に則って、税金の使われ方をチェックすることですから、政務活動ではないですよ。後払いにすれば、3ヶ月に1回で

いいわけですよ。完全後払い制を検討していただき、できないとなったらどうするか。それにしても、政務活動で年間600万円使うというのは、主旨が違うんじゃないかと思います。おかしいと思います。

金井委員： 全く同感で、後払い制というのは最初から言っていることなんですが、第三者機関も要らないという立場であって、その費用負担というのは政務活動費から出すということ自体、言語道断だという方針は変わっていません。むしろ、第三者機関を入りたい会派もあれば、そのまま出してオープンにした会派もあれば、それは自由にされればいいけども、堂々として公表しますよという会派は、もともと第三者機関は要らないという判断で、このへん意見として上げてほしいと思います。

横野部会長： 一応、第三者委員会のことについては、あり方検討会で決定している事項です。そのことについては、内容的に、大島委員がおっしゃった費用負担、金井委員のおっしゃることも重々分かるわけなんですが、そのあたり含めて、あり方検討会へ、もう1回、費用負担について、今のところ政務活動費で負担するというのはあり方検討会での流れであったわけで、意見として上げます。

大島委員： 私は金井委員と同じ意見なんですが、せっかくスキームとして第三者機関を作るということは決まっているので、それを引っくり返すというのは申し上げないんですが、この場で費用負担を政務活動費として扱うべきかどうかぐらいは皆さんで、ご意見をまとめていただけないでしょうか。

横野部会長： はい、分かりました。どうですか、皆さんのご意見として。あり方検討会の方で、ある程度、政務活動費でと話が決まっていたのですが、作業部会として、個人負担でいきましょうという意見が出るのであれば、そのように申し添えたいと思いますけど。どうですか。

鋪田委員： あり方検討会の中でも、本来は、議長側に第三者機関を置くべきではないかという話があったんですが、様々な課題があって、会派共同設置になったというふうに理解しています。

地方自治法上も、市当局サイドに第三者機関を設置できるんですが、議会サイドには法令上置くことはできないということですね。現行の地方自治法上です。だから、例えば、議会サイドに置いているところも、議長が任命した者という形で、地方自治法をうまく潜り抜けて事実上の第三者機関を設置したり、あるいは我々のような会派共同設置でとか、法に抵触しない形で、何とか第三者機関を設けられないか、いろんな工夫をしているわけで、その一形態として、本議会の中では、会派共同設置しようということになったかと思います。

そうすると、そもそも議員報酬個人で払う負担するべきものではなくて、広い意味での議会費の中で、やはりみていくべきものだろうと思います。第三者機関については、将来的には地方自治法が改正されて、すっきりと、第三者機関が議長サイドに置けるようになれば、堂々と議会費を充てることができるわけです。それまでの間、過渡的な措置ということで、そういうふうに理解しています。

横野部会長： あり方検討会の方では、政務活動費の中からと言っているんですけど、そのあたり、どうですか。

吉田委員： 検討過程があるわけですから、あり方検討会も作業部会も、これだけ5回も時間をかけて、いろんな意見が出ているわけですから。あり方検討会で決定のことを引っくり返しても、検討過程にあるわけですから、再検討いただいて合意できる場所があればと。暫定措置だから、最初から過渡的に、議長サイドに置いたっておかしくない、私は思いますけどね。

村石委員： 私も、あり方検討会で議長側に置くべきだと主張しましたし、共産党の方も言われましたけど、全国的に見て、第三者機関を置いていないところも、結構多いですね。

今回の場合は、はっきり言って、不正問題なんですよ。不正、不適切問題があって、今後どうしていくかということがあって、やはり議員自らが、会派自らがお金を出して、二度と不正が起きない制度を作って、そこから、まずやろうと、一方で、鋪田委員が言われるようなことがあるかもしれませんが、それが発端なので、自分自身の政務活動費をお互いに出し合って二度と不正のないようにしていこうということもあって、今の制度になったので。

私もあり方検討会で発言しますが、他の会派の皆さんはそういう主張をされているので、なかなか難しいのではないかと思います。引っくり返すようなことは。

横野部会長： どうですか。

大島委員： その枠組みを引っくり返すとかではなく、そのことは、申し上げていないので。政務活動費を皆さんから、会派按分して充当するのが、政務活動費として相応しいかどうか。例えば600万円かかるとすれば、それを政務活動費で充当するのと、個人が負担するのであれば600万円を政務活動費を返還できるわけです。そういう意味で、今回は、正常化に戻るまでは、政務活動費で充当すべきではないという考え方を持っているので、皆さんはそれについてどうですかというふうにお願いしたいのですよ。枠組みはやるべきだと思っておりますので、しばらくは。

江西委員： 結局は自分達の無実を証明するために、政務活動費を使うような、そのものが存在がおかしいと思うんです。ただ、激震が走った中で、私ら補選組ですから、前の皆さんがどうやって適正化しようかと苦労されて、発想のひとつだと思うんですけど。

大島委員の、今回は仕方ないという話もありますけど、外にいる市民の皆さんからしたら、永遠におかしいと思ったもの、違和感があるんじゃないかなと思うようなことだということは、しっかりと、あり方検討会の方にも、もう1回、冷静になって、政務活動費を使っていいのかどうか。事務方の方でも確認済みだという話を、あり方のどちらかに聞きましたが、問題ないという話もありましたが、それが問題ないのかももう一度しっかり冷静になって考えるべき事柄でないかなと思います。

吉田委員： 項目の調査研究費、事務費で出したらどうですか。

横野部会長： 政務活動で出す負担金の場合、人件費というか事務費でということですね。

上野委員： そもそも、事の発端が政務活動費の不正受給ということで、今回、補欠選挙が行われて、市民のみんなが何を求めているのかということが、根底になると思います。

第三者機関を設けるということは決まっていますが、村石委員がおっしゃっていましたが、議長の下に置くべきだと思いますし、政務活動費という税金から支払われますので、そういったことも含めて、適切な支出なのかどうかということを、あり方検討会で話し合っていたきたいと思います。

個人的には、大島委員がおっしゃられるように、議員自身が責任を取って、議員報酬から支払うことも必要ではないかと思います。

横野部会長： はい、分かりました。他、どうですか。そうしたら、作業部会とすれば、第三者機関の費用負担について、政務活動費で支出するのではなくて、自分達の議員報酬の中から支払いをするべきであるということと、第三者機関そのものの存在について意見交換があったということ、申し添えることにして報告することによろしいですか。

参加委員： はい、お願いします。

横野部会長： では、第三者機関について、費用負担の問題と、その存在について、あり方検討会でもう1回、議論してほしいという形で上申するというので、よろしいですね。

次にいきたいと思います。他に政務活動費の関係で、第2章で、何かありますか。なければ、第3章の宿泊費から、宿泊料14800円、1泊朝食付きで、夕食代は不可。グリーン料金不可。県内ガソリン代不可。他団体主催の会費・負担金不可。市政報告会の茶菓代不可。備品の導入・管理・処分をルール化ということで、ある程度の話し合いはしてきたつもりですが、その中で、宿泊料については、委員会等の視察については市の旅費規定に準ずるのですが、議員自らが行く場合は宿泊料14800円ということで、統一していくことで、前回話し合いしましたので、この方針でいきたいと思います。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 備品については、お手元の資料40ページの見積り合わせの対象は10万円以上の物品とし、耐用年数、残存価格については記載の内容でいきたいと思いますが、具体的に何か、これは、こうしたほうが良いというものがありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

江西委員： 減価償却資産の耐用年数等に関する省令は、昭和40年のもので、私の生まれる1年前のことであり、今の電気製品が無いようなものが耐用年数表に使われるのかなという認識があるのと、民間でいうところの減価償却と違うんですね。これは、何か独特の役所の考えがあるのかと思うんですが、物に

係る金額はいくら以上だとかあると思うんですが、それについての見解はどんなことなんでしょうか。

横野部会長： では、事務局から。

後藤次長： 地方自治法あるいは政務活動に関するルールにおいては、減価償却制度の適用というものはございません、ただ、政務活動費で揃える備品については、その原資が税金であるという観点から、民間並の減価償却制度の適用ではないのですが、それを一つの道具として、公費として揃えたものを耐用年数以前で処分するときに、そのままいいのかということを考えるにあたって、減価償却、この考え方を準用して整理しましょうということだと思います。

今おっしゃいました、かなり古いという理屈、耐用年数表とありますが、現在でも、自治体がある団体の事業に補助する場合で、その補助事業期間の途中で補助事業を止めてしまったとき、そういった場合には、財務省等の耐用年数表の考え方を適用して、事業が終わっていませんよねと、では始末はどうしましょうかというときに、使われるような道具でもあります。

そういったことも踏まえて、税金を原資として揃えたものについて、市場価格とか陳腐化とかいろいろ要素はありますが、そういった財務省等の省令の耐用年数表を使って、途中で処分したときにはどうしましょうという考え方です。この考え方は、隣の新潟市、金沢市でも採られている方法です。

江西委員： 聞けば聞くほど、何を言っておられるのか、理解し難いのですが。民間が厳しいとか、いけないとかではなくて、今使われている減価償却は、民間も使われているわけですよ。減価償却資産の登録をして、これが償却財産ですよと税務署に申告する数値があるわけですよ。これは、全然違うものですよから。

後藤次長： 資料に掲載してある基準自体が違っているものであれば、私が悪いんですが、減価償却そのものをやるわけではございません。おっしゃっておられる5万円以上のものが、減価償却されているということも、それは制度は別としてですから。今、ご提案しているのは、減価償却制度、そのものではないんですね。減価償却の仕組みを利用して、税金を投入して揃えたものの途中での処分について、どう始末をしましょうかという考え方です。民間企業における、いろいろな会計ルールをそのまま適用すると考えると、なかなかご理解できないということは、たぶんそうなんだろうと思います。

横野部会長： どうでしょう。民間のルールというのは、ここには入っていないので。例えば、税法上の減価償却というものとは別に、税金で買った備品に対する償却資産としては、国の補助金なんかで買ったときに、途中で事業を止めますとなったときの補助金の返し方とか計算方法は、こういう財務省とかの考え方を使うという、その流れからすれば、これは公的機関の考え方です。

江西委員： だとすれば、もうちょっと現実に置き直して、みんなが守れるようなものに。テープレコーダーとかでは、現代に即したものを作らないと、何か古い文章を読んでいるような、これはどれに該当させようかなと、備品でICレコーダーなら、たぶんテープレコーダーだろうとか、パーソナルコンピュ

ーターという表現も、今は通用するのだろうか。

後藤次長： これは、財務省令で、そのように書いてあるものです。

江西委員： それは、役所的な発想であって、実際にどうやって運用しようかなということを考えるのであれば、作業部会ですから、しっかりと世の中に合うような、実際に会派がどういったものを買って、どういうふうに処分しようかというものを、それに近寄るべきではないかなというふうに思うんですが。

横野部会長： 現在買った物の中で、名称でもそういうふうに直した上でということですか。

江西委員： そうです。物を買ったときに、これは表のどれかなと。

横野部会長： はい。それは今、検討して直します。

大島委員： 残存価格がある場合に、それを市に返還して、会派で負担、承継するとなっておりますが、もし今度の4月に、残念な結果になった場合に、私が持っているタブレットをほしいと、引き取りたいということであれば、その残存価格を市に返還して、現物をいただくということで、よろしいのでしょうか。廃棄という形と同じことでよろしいのでしょうか。

横野部会長： 廃棄処分、そこなんです。残存価格を精算したから、廃棄処分します、では廃棄処分先はどこですかと、逆に言うと、買った議員個人のところで廃棄処分していくのかという、廃棄処分というと、結果的に電気屋さんへ持って行って廃棄処分というのが原則論なんです。電気さんは、それをまだ使えるから、また売りに出すということは、現実には、使えるか使えないかという判断もあるものだから、そのあたりが非常に、廃棄というのは原則論は、買った電気さんで廃棄というのが原則なんです。

廃棄したものを、人に与えるとなると、寄付行為みたいな格好にもなるものですから。そのあたりが、自分で貰うのならいいのか、例えば決めていけば、それなりにそれでできるかもしれないです。法律的な解釈で、それが本当に妥当かどうかというのは、非常に疑義があって、言葉的には廃棄という表現にしてあるんですが。

大島委員： はい。

村石委員： 残存価格とか精算した後、一番市民に説明しやすいのは、廃棄した方が一番いいと思います。また、どこかへ移転して使ったら、前は何か会派で使っていたパソコンだよとかいう話になってしまうので、廃棄にした方がいいと思います。大津市議会でも、廃棄ということになっています。

横野部会長： 廃棄となったら、議員個人に戻るとということですか。

上野委員： 議員の方が買い取ることについて、データの保護上、初期化をいくらしても、基本的には復元性があるので、他の会派の方に譲渡することも、議員個

人の方も、議員に継続してなれなかった場合もありますので、データの保護という観点から見ても、譲渡するということは、法的にグレーゾーンとして出さない方がいいと思います。廃棄として、行政に戻すことが大前提ではないかなと思います。

横野部会長： 完全廃棄ということですね。

大島委員： 個別的なことで申し訳ないですが、例えばタブレットですと、半分は会派、半分は個人負担で買った場合に、どうするかという問題もありますので、廃棄してしまうというのが、なかなかできにくいということがあります。このあいだ買ったばかりのものが、4月に残念な結果になって、廃棄しました。更新料はどうしましょうという、具体的な問題は出てくると思います。少しご検討をお願いいたします。

尾上委員： 仮に、政務活動費を使わなくて、獲得して議員活動に使っていた場合、上野委員が言われたような場合に、行政として、議会として、どうしようもならない話ですので、データの話がされると、政務活動費を使っていなかったら、個人のものですよね。こういうとき、議員になったとき、議会からパソコンが与えられて、議員でなくなったときに返すということをしていない限り、全て、今のところ個人で買ったものを政務活動費をもらって、使っているという現状を考えると、なかなか廃棄処分が相当と言われても、大島委員の話のように、なかなか難しいのかなと思います。要は、政務活動費を使わなくて買った人は、そのまま自分で使うということですよ。

横野部会長： 税金で買ったものをどうするかということです。

尾上委員： それは、分かるんですけど、データが云々だから、絶対に廃棄しなければならないというのは、ではそういう議論をするときには、個人で買えないようにするとかということも考えないといけないと思います。

横野部会長： データというものの見方を、完全廃棄するということは、逆に言えば、完全に壊してしまうという裏返しです。完全廃棄ということをやられているんですか。完全廃棄したから、ハンマーで壊すと、極端な話ですよ。残ったものが、またデータとして引っ張られたら困るという話になってくると、最後は責任負えないですよ。

尾上委員： 政務活動費で買ったものは、税金を使って買っているのだから、強制的に返せという話もできるかもしれませんが、政務活動費を使わずにパソコンを持ってきて議員活動をしたりしている人も、たぶん中におられると思います。そうした場合、個人の私物を、データ云々だから、出せという話にはできないと思います。だから、ちゃんと決めるべきではないかと思います。本当に、廃棄というのをしなければならないかということです。

横野部会長： その意味で言ったら、廃棄したら、それを持って帰っていいという裏返しになりますね。今まで使っていたものを、残存価格の支払いをしたから、それは自分の物にしますと、自分がこの後使いますと、残存価格を精算したか

ら、政務活動費はお返ししたと、この品物はこの後自分で使いますということをおっしゃったんですね。そうしないと、ちょっと意味が通じないものですから。そういう理解でよろしいですか。

尾上委員： はい。

横野部会長： 大島委員のおっしゃったのは、そういうことですね。要するに、大島委員と同じ意見ということですね。

尾上委員： はい。上野委員の意見があったものですから。

横野部会長： 上野委員の意見は、完全に廃棄するべきという考え方で、個人が持っているのではなくてということが、一応、完全廃棄というのがそういう捉え方なんです。そのあたり、問題ですね。税法上の問題で、あるいは税金で買ったものを、償却を全部したからといって、財産的にゼロになりました、これを個人が持って帰るのは可能かどうか、ちょっと1回。

後藤次長： 今、たくさんご意見いただきました。大島委員さんのように一部充当した場合だとか、処分のことについてとか、村石委員さんのように法的にはあれだけでも、税金を原資として揃えたものについて、転用といいましょうか流用といいましょうか、適・不適切、法に適っていないか、自治体として議会としてやることについて、適切か適切じゃないか、そういった面も含めて、ちょっと事務局の方で、調べてみたいと思います。

横野部会長： それで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 大変、申し訳ございませんが、ちょっと10分間、休憩させてください。冷えておりますので、トイレ休憩ということで10分間休憩します。(10時45分)

(10時55分)

横野部会長： それでは、引き続き、始めますがよろしいでしょうか。備品の問題については、もう1回まとめたもので事務局から提案しますので、その上で、また協議してください。次は、第4章の会計処理の関係であります。

村石委員： 部会長、1点だけ。第3章のほうで、44ページの講師等の謝礼というところですね。私が3月に、県外から講師の方を呼ぼうとしているのですが、そこは新幹線がすぐはない所なので、連泊して、午前中に講演会で講師をしていただくということを考えているのですが、この表から言うと、1泊2日の行程で、これだけの講師謝金という基準だと、少ないと思っているので、これはあくまで基準ということで、よろしいですかね。

横野部会長： これは、基準として、市役所ルールで、こういった方々はこの程度の時間

給で相当ですというのはひとつの目安なんです。今、おっしゃられるように、県外の人を呼んだときに交通費だとか、宿泊が必要な場合とか、あるいは来る方がとんでもない金額とか、例えば講師料を20万円くれとかいう人も居られれば、いろんな人が居られますよね。そのあたりは、申請するときに、それで申請を上げてもらって、それで出してもらおうことでいいと思っています。ひとつの参考例として、見ていただければよろしいと思います。金額だとか、宿泊を伴う講師を呼ぶ場合は、当然それに見合った申請が上がって、妥当性があれば、政務活動に充当できるという判断があれば、それは止むを得ないと思います。また、1人で呼ぶか、あるいは議員全員で呼ぶ場合もあるしね。そういう場合でも、皆さんで応分の負担をしていただきながら、政務活動に充てましょうというのであれば、それは可能だと思います。これは、一応、ひとつの目安ですから、そのようにご理解いただければと思います。

村石委員： はい。ありがとうございます。

吉田委員： やっぱり、これは安いですね。

後藤次長： これは、ちょっと配慮が足りなかった部分もあるかと思います。これは、市が予算を作る上での金額です。

現実的にはいろいろな講師の先生がいらっしゃいます。事務所に所属して、大きなお金が必要な方もいらっしゃいます。ただ、市が予算要求をするにあたって、何か数字がなければならぬので、その積算上の数字とお考えください。講師の方との交渉前ですから、各部局は積算上、何らかの数字を使わざるを得ないということで、この表を使っています。

皆さんが、実際に講師を呼ばれるにあたっては、現実的な数字があると思いますので、部会長がおっしゃったような形での対応が適切だと思います。

吉田委員： 例えば、学者と国・公・私立大学の教授、准教授の違いがね。教授というのは、ほとんどが学者ですよ。ちょっと、違和感があるよね。

後藤次長： そのへんの表現も含めて、実際と合っていない部分もございますので、そこは個別に、申請の中で上げていただければと思います。

横野部会長： 実際、これを出したことによって、これが走りますという捉え方をされる人もおられますので。そのあたり、例外的なことを付け加える努力をします。そうしないと、ここに書いてあるのに、これ以上のお金を出すのかという話になったときに、いろいろ問題がありますので、ひとつの例として見ていただいて、予算あるいは申請を上げるときは、ひとつの判断材料にしてもらえればいいと思います。

後藤次長： もう一言加えますと、最終的に、私どもが市民の皆様説明を求められる場合に、やはり市はどうなんだということも言われますので、そういった事実を正しくお伝えをしながら、予算要求のときに使っている数字ですよと、ただ現実にはこれにぴったり当てはまらない場合もありますという説明をさせていただくこともございます。

横野部会長： よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 次は、第4章のほうですが、領収書の記載事項のチェックシートで、会派、議員別に議員名を明記した上で、それぞれの出納簿を作ってもらって、こういう形のものにすればという、ひとつの素案です。これについては、一応、事務局ともいろいろ話をしたんですが、それぞれ会派の支出もありますし、議員個人の内容もありますので、合体してこういう形の出納簿を作ればどうかということで、ひとつの案として出しましたもので、ご理解をいただけますでしょうか。チェックシートから言えば、最終的に、第1章で説明したような形のチェックシートがあって、これらを全て台帳に落としていくという形になります。

村石委員： 結論的に言うと、議員ごとのファイルを作るということは、非常にいいことだと思います。この間の不正受給や、不適切請求については、どの議員が行った政務活動、市政報告会なのか、あるいは広報なのか、全く分からなかったんですね。そういうことから言うと、どの議員がどういう政務活動費を使ったかという、説明責任ということが明らかになるということと、それと開かれた議会、市民の方から、会派が、議員がどのような活動をしているのかということが分かるようにするというので、このようなやり方は、非常に大きな変換であるし、大事なことではないかというふうに思っています。

横野部会長： 最終的に、政務活動費を使わずして議員活動をしている方々は、逆に政務活動費がゼロでしたという場合は、全く何も無いわけですよ。結果的には、あいつは政務活動していないのかと言われる割には、地域では後援会活動を順次やって活動しておられる、地域で見れば、それはそれでひとつの。逆に言うと、政務活動費を使った内容が明確に分かるようになるよということで、それによって議員がこういう活動をしているのか、こういうことをやっているのかということが見えることができるという意味では、村石委員がおっしゃったように、議員個人のファイルを作ることが、ひとつのポイントであると。当然、頭には会派支給ですから、会派の支給の内容も出るわけですから、台帳整理をこういう形にするというので、会計処理および収支報告書の提出については、こういう形で進めたいということで、提案としてよろしいでしょうか。

尾上委員： 私は、用途が分かれば、会派名だけでもいいと思っています。どうしても、議員のものを作らないといけないということなんですよ。

鋪田委員： 先ほど、検討会ができたときの話をしましたが、相当分厚い資料で、ネットで公開されているものが添付で付いておりました。ある会派の資料も付いておりました。会派ごとに不正チェックも大事なのですが、さらに1歩進めて、どの会派が政務活動のこの項目に重点的に費用を充当しているのか、そしてまた、その中で各議員が、どの項目に重点的に費用を充当しているか、政務活動費の性格から言えば、おかしいなという事例も沢山ありました。

ある会派は、政務調査研究費がゼロで広報費が100%とか、これは本来

から言うと、政務活動としてはおかしな話で、むしろ調査研究費の方が多くなるべきだろうという見方もできるわけです。それが会派ごとに、議員の個々の政務活動費を見ることによって、どんなことに重点的に使われているのかが、チェックもされやすくなります。それを見ながら、本来の政務活動の調査研究費に使わなければいけない、自分の反省もできるので、やはり客観的に議員ごとに見られるようにしたほうがいいと思います。

村石委員： 政務活動費を各議員が、どの項目にどれだけ使うかは、私は基本的には、自由であっていいと思います。ですから、Aという人は、この項目が多くて、Bという人は、他の項目が多いと、それぞれの議員の政務活動のあり方もあるので、自由であっていいと思います。

ただ、部会長が言われたように、今まで、政務活動費を使って、調査研究とか、広聴とか、会議とか、に出していたものが、政務活動費の事業実績簿に上げることができなくなるんですよ。要するに、政務活動費を使えなくなったら。比較したら、この年度まではいっぱい行動したのに、急に平成29年度からそういうものが無くなるというようなことも、現実問題起こってくるんですね。

そういうことを考えると、逆に広報誌の内容、会派で出す、市議会議員個人個人で出す、広報誌の中にいろいろな会派の取組みや、政務活動費は使わなかったけど政務活動をしていたということに記載する、記述するようなことに、私は変わってくるのかなという気はします。

本当は、事業実績の中に、いろいろな政務活動をしたものを記入して、政務活動費は100%充当、1/2充当か、あるいは政務活動費は充当していないとか、そういうような様式も認めていただければ、今までと同じような事業を書くこともできると思いますが、その点はどうでしょう。

横野部会長： 今、村石委員の方から提案がありましたが、そのあたり、皆様のご意見はどうですか。

大島委員： あくまで中身は、市民の方とか、第三者の方が見られるわけで、金銭に関しては税金が正しく使われていたかどうかを、即時に判断できるように、領収書も議員名を出す、証拠書類もすぐに紐付けができるようにするためにやるわけで、内容については、今はそこまで踏み込む必要はないかと思います。あくまで税金が正しく使われていたかどうかを、誰でもすぐに判断ができるかどうか、最優先だと思います。

村石委員： 先ほどの尾上委員の意見に対する考えですけど、多くの市民は、会派がどういう活動をしているとか、どういうお金の使い方をしているかも、ある程度あるかもしれませんが、やはり身近な議員あるいは自分が支援している議員が、どういう活動をして、どういう政務活動費を使っているのかというようなことを見たいというのが多数意見ではないかと思うので、やはり個人ファイルがいいのではと考えております。

横野部会長： 他に、ご意見どうですか。村石委員のおっしゃったような形の報告は、裏を返せば、自分達が支出明細を作ったときに、1年間の実績の中に、これにこれだけ充当しましたと作り、それを市民に報告として、後援会だよりに載

せて、政務活動費を使わずに知らせることも可能であると思います。必ずしも、政務活動費を使って、何でもかんでもやりましょうというのは、充当できるものと充当できない分野がありますから、そのあたり、年間通して、政務活動の勉強会に全体の1/2使いました、広報に1/4使いました、全体はこうやりましたと、これが私の1年間の報告ですというように、後援会の方へ出せば、それなりに自分の評価は見てもらえるんじゃないかなという気はします。第三者にしたら、これを見た上で、どう判断するか、第三者の見方でいけばいいのかなというふうに思います。そこまで綿密に、書く必要はないんじゃないかと思います。どうでしょうか。

大島委員： そのとおりです。そのようにやっていらっしゃった市議会議員もいらっしゃったので、あくまで会派に入るお金ですから、会派でやる、議員個人個人は、自費で後援会だよりですとか、ホームページに載せる、それでよろしいかと思えます。

横野部会長： 政務活動の使い方の問題ですから、そのあたり、しっかりと自分達で把握しながら、やっていくということで、よろしいでしょうか。一応、こういう形でいきたいと思っております。あと、他に何かありますか。意見、言いたいことありますか。

江西委員： どんどん、だめなことが増えたなと思うんですが。
 その中から、私どもが言っているのは、ガソリン代について、富山市議会議員ですから富山市内でいろいろな活動をしている中で、それが出ない根拠というのが、いろんな意味で、出さないでおこうというエネルギーはあったんですが、どういう根拠でそれが出ないのかという思いと、活動したいというメンバーもいるものですから。同じことを繰り返し言っているだけなんですけど。
 念のため、お聞きしたいのは、今までは市内のガソリン代というのは、政務活動費で皆さんは誰も使ってこなかった費用ですかね。皆さんは、どんな感じだったんでしょうか。

村石委員： 社民党会派は、ガソリン代を政務活動費として使っていました。
 それは、あくまで、調査に行ったり、研修会に行ったり、広聴に行ったりするわけで、それも議会事務局とルールを決め、こういう場合は、どこからどこまでのガソリン請求ができる、この場合は請求できないとか、事務局とすり合わせをして、請求をしていました。私は、この部会では、江西委員と同じようにガソリン代は必要だと主張したと思います。

吉田委員： 県外、県内というのは、必ずしも正しいとは限らないと思います。朝日町の事業を現地へ見に行こうと100km走ったり、金沢市へ行くのと変わらないですよ。目的が明確であれば、やはり、それは認めるべきだと。今は意見がいろいろ違うから、お聞きしたいです。

横野部会長： どうですか。一応、県内のガソリン代は不可にして支給せずと結論を出したんですけど、改めて、そのことについて意見が出てきたんですが、どうでしょうか。

大島委員： これは、県議の方で、自分の後援会だよりを配るという実質的な目的がありながら、道路の維持管理のために調査をしたという、不正があったというのが発端だったと思うんですが、例えば、市議でそういう方がいらっしまったかどうかということなんですが。最終的には、認めてあげるべきだと気持ちはありますが、それが正しく全員の議員が、きちっと村石委員さんのように、できるかどうかということが、一番ハードルが高いのではないかなと思います。今までは、議員というのは不正をしないというのが前提で作られたルールだったのですが、そうでなかったのが変わったので、いずれ認める方向ではやっていただきたいと思います、市議の方で不正があったかどうか確認できているかどうか、お尋ねしたいと思います。

横野部会長： 今のところ、ガソリンの使い方については、報告書の中身が、読み取れるか読み取れないか、の問題だと思います。例えば、報告書を書いて事務局へ出した段階で、事務局はこれは認めましたと言って、認めておられるのが、社民党さんです。富山市内に行って、報告して、そこへ行ってこういうことを聞いてきました、こういうことをしましたという報告書で、誰と会ってどういう内容だったか、具体的なことまで明記していないので、それが妥当性あるのかどうか、ちょっと疑問かなというのが若干あります。

もし、ガソリン代を請求するとなったら、先ほどの報告書ではなく、事後報告で、ここへ行って、この人と会って、こういう話をしてきた、これが市政報告に該当すると。だからガソリン代を請求しますという形のものを決めれば、決まるとは思います。

富山市内、富山県内は、今のところ支給しないと結論を作業部会です。それをまた覆して、やるかどうか、皆さんの意見を、念のため確認をしておきます。

尾上委員： 吉田委員が言われたように、明らかに何かを調査しに行くというものであったら、分かりやすいですが、どここの誰々に話を聞きに行くというのは、ものすごくあいまいな部分があります。そのへんの線引きはできるのかなと考えます。

その中で、この37円という金額はどうなんだというところがあって、市の基準をそのまま適用しているとのことですが、民間企業ですと、ガソリン価格の増減に合わせて、見直しをしたりしています。この37円固定というのは、どうなのかなという思いはあります。

私は、県内でも明らかに何かを見に行ったとかいう場合、支出してもいいのではないかと思います。

大島委員： 妥協点として、「県内」となっていますが、「市外」というのはどうでしょうか。市内であれば、当然、有権者が対象ということになります。市外ということであれば、明らかに選挙目的ではない調査のためということもありますので、朝日町とか利賀村ですとか、そういう災害の現状を見に行くとか、そういうことも含めると、今は段階的に全部というわけにはいかないですが、富山市外の方へ行かれた場合はチェックリストを作りながら、出してもいいというふうに、今は思っております。

横野部会長： どうですか。方針はあり方検討会のほうへ上申するわけですが、作業部会で不可にしたけども、今提案のあった市外だったら、内容によってはOKでないかというご意見もあるんですが。

金井委員： 私は反対です。当然、富山市、市議会議員ですから、市内のことを調べることは当たり前のことなんです。それを、いちいち政務活動費の税金を使うということについては、明らかに100%政務活動費かどうか疑問が残ります。疑問が残る以上は、止めたほうがいいと、最初から言っています。厳しいやり方ですが。

横野部会長： 市外でも、そういうことですか。市内はだめだけど、市外だったらいいんですか。

金井委員： 前のときは、県内はゼロだったんです。でも、そこは譲れるかなと思います。ただ、政務活動費の性格上、区別できるかということなんです。私は厳しいやり方で。部会として。

村石委員： 私は、基本的には、出してくださいと、使ってもいいと思うんですけど、同じ富山市内であっても、岐阜県境もあるし、滑川市境もあるし、結構往復すると距離もある、ということがあるので、市外ということだけではなくて、市内もということがあります。例えば、頼まれて調査に行く、ということは調査研究費に使うことができるというので、調査に行くということで使えると思います。部会長が指摘されることは、あると思います。なぜ、そこへ行くのか、目的をしっかりと、なおかつ、行ったら誰とどういう話をしたのか、というようなことを明確に報告書として出せば、それは事後報告でも政務活動費が使えるという具合に思います。

横野部会長： どうですか。大勢は、皆様のご意見はいろいろあるんですが、一応、県内はガソリン代不可と明示したんですが、市外は認めるかどうか、結果的にはあり方検討会へ上申するわけですが、一度は県内は認めないと判断したんですね。それを敢えて提案されて、その中で、異論はあるし、非常に不適切であるという解釈があるなら、ずっと不可でいかなきゃならないし。

今回は、糸魚川の大火で行くとどうなるのかということで、皆さんは県外は認めるかとなったんですが、今回は利賀村で地滑りがあって、地滑りがどうしてああいう大きなものになったのか、現地へ行きたいと言われたときに、結構ガソリン代を食うだろうと内心は思っています。それが、富山市の政務活動とどう結び付けるか、その状況を見た上でどう判断するかという。

例えば、今は行って来られても政務活動費を使えますので問題ないのですが、29年度以降の問題で、そういった形で動いたときに、やはりガソリン代を、市外は認めておけば良かったというふうになると、後からの後悔になるんですが、そのあたり、最終的に皆さん、直すのであれば直すという方向でいきますし、このままでいいのであればこのままでいきますし、どうですか。

南委員： 村石委員の言い方を聞いていますと、また元に戻るんですが、正当な理由があってやれば、別に市内、市外は関係無いんで、ちゃんと認めるべきだと。

私は、今まで一切請求したことはありませんので、毎日、議員活動をやっている中で、そういうことまでは、ちょっと請求できないと。基本的には、そういう思いなんで。毎日やっているから、議員活動なんで当たり前の話なんで、やはり富山県内はだめだと、県外へ行ったときだけOKだと、この中で話しをしたので、私は、それを守っていただきたいなと思います。市内で動くのは当たり前なんですよ。

江西委員： 例え、大島委員の言われた富山市の面積は、全国でも広いんですよ。岐阜の県境から大長谷まで含まれていて、議員数もこれから少なくしていこうという中で、例え、大長谷の方から陳情があったときにでも、ふっと行けるぐらいの行動力、市議会議員に垣根は無く、何かありましたかと聞きに行き行ってあげるぐらいの行動力が必要だと思うわけで、私自身、私の財布の中でガソリン代はたいしたこと無いので、自分で出そうと思うわけですけども、いろいろな人がこれから議員になってくるわけで、議員活動をしっかりやっていこうと思うと、皆さんは理解していると思いますが、それを守るとなると、市議会議員の仕事はどういったものか、改めて考えていただく必要があると思います。

大島委員： 遠くへ行った場合に、ついでに後援者とか、親戚とか知り合いに、ご挨拶してきたいという、そういう思いはどうしてもあると思います。そうすると、本当にそれだけの目的で行くというのが、皆さんはそういうことができるのかを考えると、本当にきちっとやるという前提で、環境を整えば認めたいと思いますが、今回は取り敢えず、市外だけは認めるというふうに妥協させていただきたいと思いがあります。

横野部会長： どうですか。

金井委員： 同感です。

吉田委員： 今日は、併記にすればいいんじゃないですか。

横野部会長： それでは、あり方検討会の方へ、併記して、県内はガソリン代を不可にしましたけど、市外はガソリン代を認める、市外ということも一応検討材料として上申するというところで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 市外という表現で、よろしいですか。富山市以外ですね。また、あり方検討会で、最終的に結論出させていただきます。作業部会としては、そういう方針でいくということで、出したいと思います。

今日までいろいろ意見交換してきて、素案を出しまして、この後の中にはもう少し細かいものあって、仕様、様式だとか、中身についても、ある程度のものを作らないといけないと思って、様式もある程度検討しております。

例え、事前、事後報告の様式としてひとつ決めてやるには、パソコンで打ち出せる、手書きでも書けるような形のものを揃えております。それを利用していただいて、様式集もある程度あるんで、この素案に基づいた様式と

いう捉え方で、理解していただければいいと思います。次の最終に出したいと思っています。最終的に、あり方検討会へ報告する事案として、今、皆さんにお配りしますので、そういうものを提案したいと思っています。

今日の話し合いで追加したものについては、また追加して発言しますので、そういうご理解で見ていただければと思います。

尾上委員： 最終的には、これを作るということですか。中に、こうこうは不可だとか、こういうことのみとか、ただし書きが付いていたりするものがあるんですけど、表現は統一してほしいと。例えば、グリーン料金不可と、エコノミーのみとかいう書き方をしているんですが、グリーンはだめだけどグラuncラスはいいのかと、そんなこと言う人はいないと思うんですが、普通指定のみとかいうほうが分かりやすいと思います。

横野部会長： 表現は統一したいと思います。

後藤次長： そういったばらばらな表現だったり、下線を引いたりしてありますが、これは何かと言いますと、ここで話し合われた事柄についてこうでしたよねという確認の意味で、象徴的な書き方をしましたので、今後、整理するときはおっしゃられるように、文章として統一した表現に仕上げたいと思います。今、下線を引いてあるところが無くなるような形をイメージしております。

横野部会長： 一応、お手元のあり方検討会へ報告する事項として、案です。

1番目は、条例に係る分野の改正です。特に今回は、広報・広聴費という言葉を入れるのですが、条例上はこの改正をするということがひとつあります。それから、収支報告書等の提出について、ここで会計帳簿、こういった形のを添付するというを条例の中に追加したいと、そうすることによって、作業部会とすれば、条例上触るのは、このあたりかなという形で、あり方検討会へ提案したいと思っています。

その他報告すべき事項の中で、大島委員がおっしゃった政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティー制の検討について、これをあり方検討会のほうへ出したいと思っております。

それと政務活動の交付方法に係る検討について、吉田委員からおっしゃられていた完全後払い制への移行、個人払いまたは併用払いの一考、現行の月額15万円がいいのか見直しの問題、その他執行等の市民の意見を聞く、こういったことがあり方検討会に出してくださいと言われたので、こういう形で載せます。

第三者委員会の費用負担の検討について、改めてあり方検討会へ再度提案します。あと、考え方の統一ということで、一応足します。

最後に問題になりましたガソリン代の県内を不可と決定しましたが、皆さんの意見を聞いた上で、富山市以外もガソリン代を出したらどうか、いいんじゃないかという意見もありました。こういったことについては、当然、ガソリン代を請求するということは、目的、中身、内容、つまり事後承認のような書類を提出した上で、往復何kmでいくらという表示でいきますので、尾上委員がおっしゃった37円というのは、富山県、富山市で概ね37円というのは一応、基準で決まっている単価でありますので、ガソリンが急激に上がったり下がったりすることがあっても、ガソリン代+車の消費も若干

含まれているはずなんで、37円で計算するというのは原則論で、ひとつの目安として載せたいと思っています。

そういう形で、あり方検討会へ報告する事案として、よろしいでしょうか。後から追加したことについて、もう1回文書を出して、皆さんにお配りします。それで、了解いただければ、あり方検討会へ提出するものとして、出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

吉田委員： 今日、事実上、最後になるんですか。

横野部会長： 申し添えます。素案と様式も検討していますので、それを含めて、少数意見で、多数決を採って、反対いくつ賛成いくつということも全部、載せたもので、あり方検討会へ出します。今後の時間もおきたいので、1月31日に、作業部会の最後の確認という形で、今お示した案について最終確認をした上で、あり方検討会へ出すと、31日に最終決定したものを、その日のうちに、あり方検討会のほうに申し入れたいというふうに思っております。それでよろしければ、31日を作業部会の最終日としたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

参加委員： はい。

吉田委員： 19ページの各種団体主催の研究会、研修会への参加で、参加負担金の領収書と書いてある下のほうに参加負担金等すべて支出できないと書いてあり、矛盾しています。

横野部会長： はい。そうですね。

吉田委員： それと、21ページの調査研究費の参加人数で、適切な参加人数を設定すると書いてありますが、あいまいで、3人か5人か分からない、難しいと思いますがもうちょっと表現を。27ページの広報・広聴費の市政報告書で、前回に「適正な価格」という発言をしたと思いますが、26000枚をカラーコピーした、片面1枚40円でコピーしたとか、そのへん抜けているんじゃないかと思います。

横野部会長： 主旨は分かりました。これは、第三者委員会の検討材料で、方向性として、あるいは配布をどこにするかという、例えば、この中に配布の宛先まで、予定まで、どこどこ校下に何千部とか表現していますので、そういったところでの判断にもなると思うので。

吉田委員： だから、2万枚作るのに、コピーは絶対にしないとしますから、それを含めて。

横野部会長： コピーじゃなくて、印刷とするですね。ひとつ提案ですが、素案について、今、吉田委員のおっしゃったような訂正箇所、ちょっと疑問だという箇所については、できることなら25日までに、私か事務局の方へ、提案していただければ、その旨を変更した上で、検討した上で、内容を変えて、提案したいと思います。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： もし、素案の中で、この文章を直してほしいとか、ここはこうしたいと要望があれば、25日までに、私か事務局の方へ提案をお願いいたします。それで、31日には、指摘されたことについては、また検討課題に入れますので、検討しながら最終的に方針を31日に出して、できたら31日にあり方検討会上申したいというように思います。それでよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは次回ですが、1月31日（火）9時30分からでよろしいですか。そこで、作業部会の最終という形を取りたいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。これで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： これをもって、政務活動費・運用指針策定作業部会を閉会いたします。ご苦労様でした。